

(論文)

労災補償と失業補償から生み出される適正価値

— J. R. コモンズの労働政策論と制度経済学 —

Reasonable Value Generated from Accident Compensation and Unemployment Compensation

— J. R. Commons' Theory of Labor Policy and Institutional Economics —

高橋 真悟*

Shingo Takahashi

要旨

コモンズは労災補償において、災害の「補償」よりも「防止」(予防)を重視した。失業補償についても、使用者の労働者に対する雇用提供期間に応じて保険料率を逆進的に設定し、失業の「補償」よりも「防止」(予防)を重視した。こうした労働政策論は、安定的雇用に基づく賃金や、労使間の有益な相互関係である「グッドウィル」を形成して期待利潤を高め、景気循環に影響を与えるという特徴や、使用者責任の保険が信用膨張を抑える特徴をもつ。これらが労使交渉を通じて達成されることで、経済・社会を安定へと導く適正価値を生み出す。

キーワード： 労災補償 失業補償 グッドウィル 期待利潤 適正価値

1. はじめに

アメリカ初の労働災害補償法は1911年に成立したウィスコンシン州の法律であるが、アメリカ初の失業補償法も1932年にウィスコンシン州で成立した法律である。これらは最終的に第2期ニューディールにおける連邦レベルの「社会保障法」の成立(1935)に影響を与えることになったが、そのウィスコンシン州の立法に大きな影響を与えたのがジョン・R・コモンズ(1862-1945)ならびに彼を中心としたウィスコンシン学派の労働政策論である。

ウィスコンシン州の失業補償法は、経営者の利潤獲得動機を利用し、所得の再分配機能を最小限度に抑えた、補償よりも防止(予防)を目的とした内容が特徴となっている。各企業は自社の従業員の失業に対してのみ責任を負い、給与支払い総額の一部を州基金へ拠出して企業別勘定を設け、従業員を解雇する場合は週給の一定割合を給付するという制度である。これはヨーロッパにおける政府による所得再分配を重視した制度と異なるが、アメリカではこのウィスコンシン州の制度が他州にも波及して、最終的にアメリカの失業保険制度を構築することになった。

本稿のテーマに関する先行研究を確認しておくとして、まず Gruchy [1947] が、1929年の大恐慌以降のコモンズが、労使を想定した「階級間の協調」に関する理論から「適正な資本主義」に関する幅広い理論に変化したことを指摘している(Gruchy [1947]、p.189)¹。伊藤 [1975] は、1918年のアメリカ経済学会でコモンズが新しい公共政策においては、自由によってではなく、誘因によって人々を治めよと述べている点を紹介し、その特徴を指摘している(伊藤 [1975]、p.203)。一方、井本 [1982] においては、Nelson [1969] の研究でコモンズが「失業保険が失業を減少させ、産業を安定化させ、生産のスピードを上げる」点を指摘していることを紹介し、コモンズ自身の「能率や経済発展を促進させるのは実業家の積極性なのであって、彼らに適切な誘因を与えるような国家の介入がなされるべきである」と考えていた点

* 〒170-0011 東京都豊島区池袋本町2丁目5-15 東京交通短期大学運輸科教授 s.takahashi@toko.hosho.ac.jp

¹ Gruchy はこの直前で、1920年代におけるコモンズの理論的関心の変化が、彼の労働経済学を「集团的経済学」に変化させたとも述べている(Gruchy [1947]、p.189)。

を紹介している（井本 [1982]、pp.48-50および Nelson [1969]、p.109）。また、加藤 [2006] では、団体保険が雇用主や労働者の現在の利益を獲得する「自由」を制限する代わりに、労働者に安定的な雇用を実現し、それが雇用主と労働者の双方の利益を同時に満たし、結果として双方の「自由」が拡大するという点を指摘している。これはコモنزの「制度とは、個人の行動を抑制し、解放し、拡張する集団的行動」（Commons [1934]、p.73、訳上巻 p.116）という制度概念につながる点を間接的に指摘している。

本報告では、これらの先行研究を踏まえ、ウィスコンシン州の失業補償法およびそれ以前の労働災害補償法と大いに関係しているコモنزの労働政策論の特徴をあらためて整理する。そして、それが『制度経済学』の理論的要素、とくに価格決定論や景気循環論、最終的に適正価値論とどのように結びつくのかを考察していく。

以上の考察を行うために、2節ではまず、コモنزの失業補償の考えに影響を与えた労働災害補償の内容を取り上げ、その後に失業補償の特徴を考察していくことにする。続く3節では、これらの労働立法が労使の関係にどのような影響を与えたかを整理し、コモنزの労働政策論の特徴を考察していく。そして4節で『制度経済学』との理論的接合を、価格（物価）・景気循環・適正価値の観点から分析していき、5節で総括を行うことにする。

2. コモンズにおける労災補償と失業補償の捉え方

2.1. 労災補償の目的と運用方法

ウィスコンシン州の労働災害補償法は1911年に設立されたが、コモنزによると、その目的は2つあるという。第1は、社会が労働能力を喪失した人の重荷を負わされないように、できるだけ完全かつすみやかに、労働者の稼働能力を回復させることにある。そして第2は、外科的および内科的治療がなされる間、家族に扶養を与えることにある（Commons [1916] 1936²、p.244、訳 p.320）。すなわち、労働者が怪我などをした時の治療費ならびにその家族の扶養手当を確保することが目的となる。

一方、労働災害補償法を運用する方法も2つあるという。1つは、同法の施行に関して一般的権限をもった行政局または行政委員会を設置し、この行政組織を中心として法を運用する方法である。もう1つは、問題が発生した場合はすべて裁判所によって解決する方法である。諸々の調査によれば、行政委員会による運用の方が、裁判を行うよりも優れているという。理由は、裁判の場合には次のような欠点があることによる。すなわち、①裁判の手続きが遅れること、②裁判の手続きには費用がかかること、③補償請求の解決には裁判所は適していないことである。コモنزによると、法律が目的としているような救済を実現するには、迅速で誠実、そして完全な補償と必要な医療扶助を与えることが大切になる（Commons [1916] 1936、p.251、訳 pp.330-331）が、それには毎回裁判を行うよりも行政委員会を設置する方がよいと考えたのである。

行政委員会では、産業に責任があるかどうかは、各事例においてその都度行政委員会が決定する。なぜなら、あらかじめリストを作成しておいて、それに照らし合わせて責任の有無を決めるやり方をしていると、産業工程がたえず変化するので、リストがすぐに不安定なものになってしまう。その結果、絶え間なく法律を改正する必要があるが、それがきわめて困難であるからだ（Commons [1916] 1936、p.244、訳 p.319）。

以上のように、コモنزは『労働法原理』で災害補償に関する自説を展開した。先行研究で指摘されているように、この『労働法原理』では、労働者の生活全般に対するリスクの原因が産業にあること、またそのために産業が労働者を保護する必要性があることを論じている（加藤 [2009]、p.40）。そのなかでもとりわけ以下の部分に、コモنزの災害補償に関する考えが凝縮されている。

使用者は、事故を少なくしたり防止するような労働条件に対しては名誉を受け、反対に、事故を発生させるような労働条件に対しては責任を問われるのである。いまここで述べた災害防止の特徴は、災害補償法を論じる場合に余りにも過少評価されていることが多い。結局、災害を防止することは、災害に対して補償することに比べれば、遥かに重要な意義をもっているものである。災害防止は、包括的な災害補償計画の主眼点なのである。（Commons [1916] 1936、pp.255-256、訳 p.335）

² Commons [1916]『労働法原理』については第4版第1刷（1936）を参照しているが、邦訳は、一部のデータが当時の最新のものに修正されている第4版第2刷（1937）を参照している。

労災補償と失業補償から生み出される適正価値

災害の「補償」よりも災害の「防止」(予防)を重視する点、これがコモンズの考えの特徴である。そして、それを運用する場が行政委員会である。コモンズが直接関わった例でみると、まず、彼自身もその委員であったウィスコンシン州産業委員会が、州製造業者協会に使用者を代表する諮問委員の選出を依頼し、州労働連合にも労働者を代表する諮問委員の選出を依頼する。そして選出された諮問委員を含めて、産業委員会で災害予防、最低賃金、年少者労働および職業紹介所の規定などの法律化が進められた(Commons [1950]、pp.275-276、訳 p.310)。これが、最終的には失業補償制度にまで拡大されていったのである。

2.2. 失業補償の目的と運用方法

1931年、当時まだニューヨーク州知事だったフランクリン・ルーズベルトの提唱で、6つの主要産業州の知事を代表する州際委員会が、失業補償問題に関する措置を勧告するために設立された。同委員会は、ウィスコンシン州議会を1932年1月に通過したアメリカで最初の失業補償法と同一の線に沿った州法を1932年2月に制定することを勧告した(Commons [1916] 1936、pp.298-299、訳 p.388)。この時は失業補償法をもたない州との産業競争に不利になるという理由で反対する州も根強くあったが、最終的に1935年の連邦社会保障法でこの論争は終結した。したがって、アメリカにおける失業補償については、ウィスコンシン州の法律が全米に大きな影響を与えることになった。

そのウィスコンシン州の失業補償法は、各企業が自社の従業員の失業に対してのみ責任を負い、給与支払い総額の2%を州基金へ拠出して企業別勘定を設け、従業員を解雇する場合は、2週間の待機の後、週給の50%を給付するというものである³。よって、使用者が設置している州基金口座は、自分の従業員を補償するだけのものなので、他の使用者の従業員に対しては補償しないことになる(Commons [1916] 1936、p.308、訳 p.398)。これは、自分の従業員の雇用に責任を持たせることができる一方、雇用できなくなった場合に積立金から補償を与えるので、解雇された労働者は使用者の積立金を使い尽くされていた場合は、失業給付を受け損なう可能性がある。これがウィスコンシン州の失業補償法である。

コモンズによると、1937年の6月30日までに採用された51のアメリカの失業補償法のうち、使用者にのみ拠出金を要求しているのは42件であった。一方、8州の法律が従業員からの拠出金を要求しており、残り1つの法律が、最初の3か年間で、公共の分担金を支出することを承認したという(Commons [1916] 1937、訳 pp.394-395)⁴。よって、多数の州がウィスコンシン型の拠出方法を導入したことになる⁵。また、アメリカの各失業補償法は、失業補償基金を州が運営することを規定している点で一致しているほか、この分野から民間保険会社を完全に締め出している点においても一致している。そして、民間保険を排除していることは、労働災害補償の場合と著しい対比をなしているという(Commons [1916] 1936、p.307、訳 p.398)。

このように、労働災害補償との相違点があるものの、基本的な考え方は労災補償と共通している。それは「補償」よりも「防止」(予防)を重視する点である。この点については、『労働法原理』におけるコモンズの以下の説明が重要となる。

使用者積立金制度は、もっとも簡潔な、かつ、もっとも徹底したメリット制のための基準を与えている。なぜならば、使用者の保険料率は、彼の積立金口座の残高に応じて決定されるからである。もし彼が、解雇、したがってまた、失業補償支払をしないならば、彼の積立金は蓄積されていく。積立金がある点に達したときに、彼は、自分の保険料を割り引きされる。さらに積立金が高い点に達するならば、彼は彼の支払いを全面的に停止することが許されるのである。反対に、もし、彼の雇用が不規則なものであれば、彼の積立金は、次第に減少の傾向をたどり、彼の保険料は引き上げられるであろう。(Commons [1916] 1936、p.309、訳 p.399)

これは前項で紹介した、労働災害の防止が包括的な災害補償計画の主眼となることと共通して、失業の防止が包括的な失業補償計画となる。さらに、失業を防止するために、企業の利潤動機をうまく利用した制度設計になっているが、こ

³ ウィスコンシン州の失業補償法の内容とその成立過程の詳細については、佐藤 [2008] を参照されたい。

⁴ Commons [1919] 1936 (第4版第1刷) では、「1936年5月1日までに採用された13のアメリカの失業補償法のうち、使用者にのみ拠出金を要求しているのは5件で、使用者と従業員から7件、使用者と一般納税者が1件であった」とある。

⁵ 一方、基金の設立については、ウィスコンシン州が採用した「使用者積立金制度」と、これとは異なる「プールされた基金」にすべての使用者の保険料を合同して基金を形成し、リスクを分散する保険原理によるものがあり、各州によってタイプが異なっている。詳細は Commons [1916] 1937、訳 pp.397-398参照。

の点は後述することにする。

コモンズは『制度経済学』において、「ウィスコンシン州法は、失業について第一に責任を負うことができる経営者たちに、この経済的苦境を積極的に痛感させようと試みている。つまり、この法はその施行によって、「雇用精神」を生み出そうと努めているのである」(Commons [1934]、p.858、訳下巻 p.395)と指摘している。よって、先行研究において「コモンズらの関心は、貧困に陥っている労働者の生活を政府主導の公共事業によって「救済」することよりも、むしろ失業そのものを「予防」することにあった」(加藤 [2009]、p.42)と指摘しているように、失業を防止・予防する制度設計にその意義がある。

他方、このやり方のデメリットに触れておくと、コモンズ自身も指摘しているように、ウィスコンシン州失業補償法においては、使用者による保険料拠出は支払能力と反比例している。例えば、労働者1人に年間52週の雇用を提供する使用者は、保険料や給付金をまったく支払わないが、他方で労働者1人に年間26週の雇用しか提供しない使用者は、給与総額に比例する形で26週分の保険料を支払うことになる。これは、支払能力が低下するにつれて増大するので逆進的な課税方法となる。しかし、この点についてコモンズは、これは共通の福祉(コモン・ウェルフェア)の向上のために自主的に行動しない、社会的精神の低い人に重い圧力を課す「ポリス・パワー」の行使であり、課税権限の行使でないと述べている。そして、その最後で「このような施策は、政府〔財政〕を支えるための支払能力に基づくものではなく、雇用を安定化させるための誘因(inducement)に基づくものである」と説明している(Commons [1934] p.873、訳下巻 pp.416-417、〔 〕は訳者)。

以上、使用者の労働者に対する雇用提供期間に対応して保険料率を逆進的に設定するという制度設計によって、使用者による雇用安定化の誘因を設定し、「補償」よりも「防止」(予防)を重視するのがコモンズの失業補償制度の特徴といえる。

3. 労使間におけるグッドウィルの形成と労働政策論

3.1. 「防止」(予防)する制度が与える経済への影響

コモンズの労働災害補償と失業補償の考えについては、先行研究で「ウィスコンシン州における労働災害補償法が、そもそも労働災害が起こらないように労使双方に注意を促す「安全第一」運動を生起したように、雇用主に失業を予防させる金銭的な動機付けを与える」(加藤 [2009]、p.43)とある。また、第1節で紹介したように、加藤 [2006]では、団体保険の制度が雇用主や労働者の現在の利益を獲得する「自由」を制限する代わりに、労働者に安定的な雇用を実現し、それが雇用主と労働者の双方の利益を同時に満たし、結果として双方の「自由」が拡大する点を指摘している⁶。これはコモンズの「制度とは、個人の行動を抑制し、解放し、拡張する集団的行動」(Commons [1934]、p.73、訳上巻 p.116)という制度概念につながることを間接的に指摘していると紹介したが、コモンズの「補償」(救済)ではなく「防止」(予防)を重視するという考えは、それ以外にも経済に対して以下の4つの影響が考えられる⁷。

第1に、使用者にとっては、雇用を維持することによって短期的には人件費が高くついても、長期的には保険料率の低下・労働災害の減少・新人教育費の抑制につながることで、これら人件費の抑制が期待利潤の増加につながる。第2に、労働者にとっては、雇用が維持されることによって、稼得能力を維持することができるので、それが消費能力の維持につながり、需要を下支えすることになる。第3に、政府にとっては、労働災害や失業を予防することによって、労働災害補償や失業補償の社会保障費を抑制することができるので、税負担を軽減したり、他の用途に税を充てたりすることが可能となる。第4に、一国全体で見た場合、第3の点で指摘した政府の社会保障費抑制は、当時はあまり問題でなかった、政府の役割の抑制、すなわち大きすぎる政府の抑制に貢献することになる。以上が「補償」(救済)ではなく「防止」(予防)する制度が経済へ与える影響である。

3.2. 「防止」(予防)する制度から生じるグッドウィル

次に、この制度が与える企業への影響、とくに企業内の労使関係を見ていくと、コモンズは労使間における「互譲(mutual concession)」および「意志の有益な相互関係(beneficial reciprocity of wills)」を、無形財産を構成する「グッドウィル(goodwill)」として捉えた(Commons [1919]、p.5)。彼がこのような考えを示した背景には、「労働者は単

⁶ この他、Kaufman [2003]は、コモンズと彼の仲間は、雇用関係には利害の対立がつきものだが、適切なインセンティブと実践によって、雇用主は労働者との間に大きな利益の調和を築くことができることを認識していたと分析している(Kaufman [2003]、p.26)。

⁷ 物価や景気循環への影響については次節で詳しく論じることにする。

労災補償と失業補償から生み出される適正価値

なる生産的機械ではなく、顧客なのである」(Commons [1919]、p.18) という認識がある。

コモンズは労働者を「労働者階級」として捉えておらず、消費者でもある「大衆」(the public) として捉えている⁸。このような労働者でもあり、消費者でもあり、大衆でもある個人が、企業・家族・地域社会・国家などの様々なゴーイング・コンサーンに所属している。そのなかでも、「グッドウィル」はゴーイング・コンサーンとしての企業の継続性を考える上で重要な要素となる。なぜなら、

グッドウィルは有形財産以上に価値のある、事業の無形財産となってきた。それはゴーイング・コンサーンの生命である。事業のグッドウィル、商業のグッドウィル、商品名、企業の評判、商標は、しばしば物的設備や手持ちの在庫品の価値を上回る (Commons [1919]、p.25)

と考えたからである。彼は『インダストリアル・グッドウィル』[1919] のなかで、大手自動車会社のフォードが賃金を倍増させたときがあったが、労働移動のコストを削減することで利潤を増加させた例を示し、「労働の無形のグッドウィルは労働の科学的管理と同様に利益をもたらすであろう」(Commons [1919]、p.18) と述べており、この時点においても、労使間の有益な相互関係は、ゴーイング・コンサーンとしての企業にとって非常に重要なものであることを指摘した。

これは、経営者の意識の変化であると同時に、資本主義のあり方の変化でもある。コモンズは『労働法原理』において、以前は、労働者の健康ではなく消費者の健康が公共の利益であったが、今日では、「生産者としての労働者の健康が生産物の消費者の健康と同様に公共の利益であると考えられるに至った」(Commons [1916] 1936、p.526、訳 p.659) と述べている。そして前述の『インダストリアル・グッドウィル』では、「グッドウィルは将来利潤の期待である」「グッドウィルがなければ、有形財産は資産というよりもむしろ負債である」(Commons [1919]、p.26) とも述べ、利潤を求める企業活動にとって不可欠の要素という認識をもつに至った。そして、遺著となった『集団的行動の経済学』では、労働災害について以下のように述べている。

もしあなたが自分自身の損害を支払わなくてはならないとすれば、その時はその火災または災害の防止に特別の注意を払うであろう。これは人間性である。……この人間性の変化は利潤動機を廃滅はしない。彼らの従業員に傷害を負わせることで利潤を得るのではなく、このような傷害を予防することから利潤を得ようとした。……この場合においては資本家的利潤が作られ得る方向を変更することによって、人間性が変化させられたのである。(Commons[1950]、pp.277-278、訳 pp.312-313)

これは、19世紀までの、労働者に重労働を課して痛めつけながら利潤を得るスタイルから、傷害の防止(予防)によって労働生産性を上げて利潤を得るスタイルへの変化を指摘している。このことは、工場内の安全確認を行う専門家の考察にも表れていて、工場検査官と呼ばれる者は、使用者による法律の無視を探し回っていたのだが、検査官自身が自分たちの仕事を嫌っていたという。ところがコモンズたちが、検査官を災害予防のために使用者と協力する「安全技師」という専門家に役割を変えた時、彼らはその変更を喜んだという (Commons [1950]、p.281、訳 p.316)。

つまり、工場検査官の監視に基づいた経営者の命令と労働者の重労働による生産活動から、安全技師という専門家のアドバイスに基づいた経営者と労働者の有益な相互関係であるグッドウィルによる生産活動への転換とその有意性を指摘したといえよう。よって、グッドウィルはゴーイング・コンサーンとしての企業が継続(ゴーイング)していく、すなわち利潤を確保するのに不可欠な要素であることをコモンズはかなり早い時期から指摘していたのである⁹。

⁸ コモンズの調査によると、20世紀初頭のアメリカにおいては、投票権をもつ成人の3分の2がはっきりとした労働者階級や資本家階級に属していない「傍観者」(spectators) であるという (Commons [1913]、pp.71-72)。そして「この傍観者を我々は大衆 (the public) と呼ぶ」といい、同論文の最終部分で「経済的に消費者階級としてばらばらに位置している」と説明した (Commons [1913]、p.83)。

⁹ Kaufman [1998] は、コモンズが「インダストリアル・グッドウィル」(Commons [1919]) のなかで、従業員を「人的資源 (human resources)」と認識していて、そのなかで雇用者と被雇用者とのグッドウィルと利害の一致を育む積極的な経営手法を用いることが、労働者の仕事への取組みを強化し、効率性を高めると考えていた点を指摘している。

3.3. グッドウィルの形成を誘発する労働政策

それでは、グッドウィルを形成するにはどのようなことをすればよいのか。先にコモンズが指摘したフォードの例は、大企業だからこそ実現できたかもしれない。中小企業のような資金力に乏しい企業の場合は、フォードのようなことを実践したくてもできない。そうすると、このような労働条件の改善は国家に任せた方がよいという考えが当然出てくる。コモンズ自身も「労働者を保護することは、公共の目的となるのである」(Commons [1916] 1936, p.527, 訳 p.659)と述べているとおり、国家の政策として進める必要が生じてくる。

先行研究で指摘されているように、のちのオハイオ型と呼ばれるプランの前進となった、アメリカ労働立法協会(AALL: American Association for Labor Legislation)の初期メンバーに、アメリカ医師会・社会保険委員会の事務局長だったルービノウ(Issac M. Rubinow)という人物がいた。彼は「保険原理のリスク分散のメリットを活かすために、労使双方に強制的に分担金を積み立てさせ、加えて国あるいは地方の公的機関が金銭的援助を与える制度」を主張した。これは、統計的手法を用いて、失業の損失を分散させる「保険の原理」のメリットを強調した強制的助成金付き失業保険の提案だった(加藤 [2009], pp.47-49)。

一方、のちのウィスコンシン型と呼ばれるプランの前進となった、コモンズとその弟子のアンドリュースは、前述したように、失業のリスクを雇用主に転嫁させることで失業を予防する強制的失業保険を労働立法として提唱した(加藤 [2009], p.49)¹⁰。両者の考えはのちにオハイオ型とウィスコンシン型として対立し、ともにニューディール期の社会保障政策に大きな影響を与えていくことになる。ここで問題になるのは、国家による政策推進の必要性を考えると、ルービノウの考えの方が、より広範に適用できて、かつ強制力をもった実施が可能といえるが、コモンズはなぜ雇用者による負担と委員会制度による補償内容の決定にこだわったのだろうか。

雇用者による負担については、前述のとおり、雇用安定化の誘因を設定し、経営者に自分の従業員の雇用に直接責任を持たせる必要があったからで、それを実現させることが労使間の有益な関係であるグッドウィルを形成することにつながるからである。一方、委員会制度については、コモンズ自身の労使調停の経験によるところが大きい。先行研究でも、Gonce [2002]では、「彼が**偉大な5年間に**構築した経済学説は、独占力の崩壊ではなく、対抗力(counterbalancing power)の創造を示唆した。そのような政策は対抗を維持するための継続的な法的努力を必要とするように思われる」(Gonce [2002], p.768)と説明されているように、ガルブレイスのいう「拮抗力」(countervailing power)のような存在の必要性に触れている。また、Chasse [2017]でも、「労働者は、労働組合で組織されたグループとして交渉することによってのみ、この交渉の不利な立場を是正することができる。この議論は、おそらくジョン R が USIC (合衆国産業委員会)のスタッフの「集団的活動」に参加したことの最も影響力のある結果だった」(Chasse [2017], p.78)とあるように、彼の経験がその主張の裏付けとなっている¹¹。

これらから言えることは、政府に頼り過ぎず、経営者に雇用を維持する誘因と労働者と直接交渉する誘因を与え、当事者である労使双方が直接交渉する方法によって、労働環境を安定化させ、グッドウィルを形成するような制度設計を進める必要があるということである。よって、加藤 [2013]が指摘しているように、「コモンズが、労働災害や失業補償の各制度の構築にあたって重視したのは、産業全体の安定的で自立的な維持発展を支えるために、労使間における私的なグッドウィルを公的な問題として拡大する仕組みであり、それを立法という強制手段によって他の産業に関わる人間にも拡大していこうという構想であったといえる」(加藤 [2013], p.46)。

以上が、コモンズが重視した労使間のグッドウィルの形成を促す政策論であるが、ここまでは先行研究でも指摘されていたことが多く含まれている。そこで本稿では、この政策論が彼の制度経済学理論の中核部分と密接に関係していることを次節以降で説明していくことにする。

4. コモンズの労働政策論と制度経済学理論との関係

4.1. 労働問題と価格決定の関係

コモンズの制度経済学理論は、「取引」概念を分析の基礎にした独自の体系をもっている¹²。ここではまず、コモンズ

¹⁰ コモンズ、アンドリュースとルービノウの詳細な比較については、加藤 [2009]を参照されたい。

¹¹ その他、小林 [1988]は、コモンズにとってユニオニズム(労働組合主義)は、市場拡大による経済発展によって労使関係が変化することへの労働者のリアクションであったと分析している(小林 [1988], p.20)。

¹² コモンズの「取引」概念と制度経済学理論については、拙稿 [2006]を参照されたい。

労災補償と失業補償から生み出される適正価値

の価格決定論との関係で彼の労働政策論を考察していきたい。

『制度経済学』においてコモنزは、「制度経済学は、希少性を測定する単位はもう一つの制度である貨幣であり、心理主義的な名称である「限界効用」にかえて、価格をその専用名称とする」(Commons [1934]、p.86、訳上巻 pp.133-134) と述べており、価格は希少性を測定するものと位置付けている。しかし、彼は表1のように、資本主義が変容していくにつれて価格に影響を与えていくものが変化していくと理解した¹³。

表1 コモンズによる資本主義の歴史的発展と価格の決定要因

資本主義	歴史的時代区分	価格の決定要因	中心的取引	中心的貨幣
商人資本主義	希少性の時代	相対的希少性(需給法則)	売買交渉取引	金属貨幣
経営者資本主義	豊富性の時代	効率性と専有的希少性	管理取引	紙幣
銀行家資本主義	安定化の時代	期待利潤(将来性)+希少性と効率性	割当取引	信用貨幣

出典：Commons [1934] より筆者作成。

商人資本主義の時代は「希少性」がキーワードで、市場での「売買交渉取引」における「相対的希少性」(需給法則)が、価格へ直接的な影響を及ぼした。この「相対的希少性」が、その後も価格決定の中心であり続けるわけだが、産業革命後の経営者資本主義の時代になると、飛躍的な生産能力の拡大を背景にした「豊富性」がキーワードとなり、富を生み出すための「管理取引」によって、生産性の向上を意味する「効率性」と供給力の制限を意味する「専有的希少性」が、価格へ間接的な影響を及ぼすようになった。そして19世紀末以降、金融資本が発達する銀行家資本主義の時代になると、経済をコントロールする「安定化」がキーワードとなり、富を割当てる「割当取引」によって、ミクロ次元で取締役会が決める「期待利潤」や、マクロ次元で国が制定する特許法や著作権法といった「無形財産の保護」も価格へ間接的な影響を与えるようになると分析した。

それでは、この価格決定論とこれまで扱ってきた労働問題がどのように結びつくのだろうか。コモنزは『制度経済学』において、労働者兼消費者の生活水準を高めるにはどうすればよいかを論じている。そこでは、労働者は高い生活水準を生産者として高賃金という方法で獲得すべきか、それとも消費者として低価格という方法で獲得すべきなのかを問う。当時のアメリカ労働総同盟(AFL: American Federation of Labor)は、生産者として賃金の引き上げを要求すると同時に、消費者として物価の引き下げをも要求したが、コモنزはこの問いに対し、『制度経済学』第10章「適正価値」にて以下のように答える。

平均的にみて、商品価格は安定的であるべきである。また、労働者は、消費者として低価格と失業を通じて高い生活水準を得るよりもむしろ、生産者として高賃金と労働時間短縮と一年を通じた安定的な雇用を通じて高い生活水準を得るべきである。(Commons [1934]、p.793、訳下巻 pp.301-302)

低価格は企業業績の悪化を通じて失業へとつながる。労働時間短縮を伴わない高賃金も、人件費高騰によって一部労働者の解雇につながる。したがって、労働者兼消費者としての大衆に対して、「生産者」としての立場を重視し、高賃金と安定雇用を通じた生活水準向上を支持した。このことが、労働災害の予防と失業の予防を重視した労働政策論と結びつくことになる。すなわち、労働者が怪我無く安定した雇用環境のもとで安定した賃金を獲得し、安定した商品価格で消費をすることによって、高い生活水準が達成できるようになる。ただし、商品価格の「安定化」は労働者保護の視点だけから好ましいのではなく、次にみる企業経営や一国経済の景気との関係からも好ましいことになる。

4.2. 労働問題と景気循環との関係

コモنزは、繁栄と不況が交互に生じる原因、すなわち景気循環の主要因は「利潤」にあると考えた。しかし、「利潤シェア」説と彼が呼んだ、総生産に占める利潤のシェアに注目し、財産所得者が受け取る地代・利子・利潤の大きなシェアに比べて、勤労所得者である労働者が受け取る賃金・給与のシェアが少ないことによる過少消費を不況の原因とする考えについては、これを否定する。なぜなら、「ある階級のシェアの上昇は別の階級のシェアを減らしても、全階級の購

¹³ コモンズの価格決定論については拙稿 [2019] を参照されたい。

買力の総計を変えないから」であり、「全階級の購買力は、貯蓄として支出されようと消費に支出されようと、一時的な調整の困難を別とすれば、労働者階級に同じだけの雇用を提供する。労働者の購買力を高めるためには、失業者を仕事に就かせるべきである」(Commons [1934]、p.589、訳中巻 p.503) と理解したからである。

彼は利潤に注目しながらも、「利潤シェア」説ではなく「利潤マージン」説と呼んだ内容を支持する。利潤マージンとは、総売上から総費用を引いた当期純利益である。これを売上に対する比率で表したものの、すなわち「(総売上－総費用) ÷ 総売上」の「売上高利益率」に相当するものを景気分析の基礎にした。

『制度経済学』第9章「将来性」において、コモズはヴィクセルの「自然利子率」と「市場利子率」の関係を発展させる。具体的には、ヴィクセルの「自然利子率」に相当する限界生産力を、利益÷資本の「資本利回り」(資本利益率)に変更し、これと「市場利子率」の比較に置き換える。そして、これに「期待概念」を加えた「期待された資本利回り」に発展させ、これと「市場利子率」(銀行の利子率・公定歩合)の関係から景気の波を分析することになる。なぜなら、「銀行の利子率がつねに資本利回りと一致するとは限らないし、こうした一致が欠如しているために、生産物の量と価格が変化するのである」と理解したからだ (Commons [1934]、p.606、訳下巻 p.25)。

この考えによると、期待された資本利回りが相対的に市場利子率を上回れば、「商品物価の平均を引き上げる傾向をもたらす」ことになり、逆に期待された資本利回りが相対的に市場利子率を下回れば、「商品物価の下落傾向をもたらす」ことになる (Commons [1934]、p.605、訳下巻 p.24)。ここで重要になるのが期待された資本利回りの水準になるが、これまで扱ってきた労災補償や失業補償による労使間の有益な相互関係であるグッドウィルが形成されることは、その企業の生産効率の改善につながり、企業パフォーマンスを上げることになるので、期待された資本利回りの上昇に貢献することになる。その意味で労災・失業補償の労働問題が景気循環と関係をもつようになる。

さらに注意したいのが、柴田 [2021] で詳細に説明されているが、期待された資本利回りが市場利子率を上回るとき、債務に依存した投資意欲が刺激され、信用の供与が増加し、無体財産が増加する。しかし、無体財産である債務は返済額(名目価値)が変化しないが、期待された資本利回りである無形財産は名目価値が変化するので、好況・不況が生じることになる¹⁴。

この「信用」の供与も、これまで扱ってきた労働問題と結びつく。コモズは『制度経済学』の執筆以前から、信用と労働問題の関係を扱っている。彼は1921年の論文「Unemployment: Compensation and Prevention」で「信用問題は我々の最も大きな労働問題である。なぜなら、信用問題は失業問題の根底にあるからで、失業問題は今日の労使間で最も激しい接触点だからである」(Commons [1921] 1996、p.288) と述べている。つまり、銀行家資本主義の時代における価格の「安定化」や雇用の「安定化」が実現されるかどうかは、この信用をうまくコントロールできるかどうかにかかっているからだ。そして同論文で以下のように述べる。

事業者と銀行家はともに信用のコントローラーであるが、ビジネスを安定させうるのはその信用のコントロールなのである。信用が膨張し過ぎるのは失業の原因であるので、その信用が膨張し過ぎるのを防ぐために、人は事業者が労働者を一時解雇するときに備えて、事業者の責任保険を置くのである。(Commons [1921] 1996、p.291)

したがって、事業者責任の労災補償や失業補償には、労災や失業の「補償」や「防止」(予防)に加えて、グッドウィルの形成による「期待利潤」の上昇と、「信用の膨張を抑えるため」の「安定化」機能も備わっているのである。

コモズはこの点を晩年まで意識していたと考えられる。というのも、遺著となった『集团的行動の経済学』においても、「災害を防止することにおける平凡で普通の人々の協力が、人々全員の公共の福祉増進を高度なレベルに引き上げることになり、資本主義文明におけるかつての最大の弱点に対する救済策の考案を開始させるのである。当時この最大の弱点は従業員に対する災害であった。今なお残存する最大の弱点は失業と不安定である」(Commons [1950]、p.285、訳 p.321¹⁵) と述べているとおり、「失業」と「不安定」の克服が資本主義の最大の課題であると捉えていたからである。

¹⁴ 詳細は柴田 [2021]、とくに第3章「私有財産制度の進化」と第4章「コモズの景気循環論」を参照されたい。なお、同書ではコモズの失業保険制度を、資本主義を安定化させる無形財産を保護するものとして扱っており、その趣旨は本稿と一致している。詳しくは同書第5章「コモズの安定化理論」を参照されたい。また、取引概念と景気循環との関係を示したものとしては拙稿 [2020] を参照されたい。

¹⁵ 該当箇所の訳文は必ずしも邦訳書に従っていない。

4.3. 労働政策における適正価値の創出

ここまでで、コモنزの労働政策論が、価格決定や景気循環と関係があることを確認してきたが、これらの政策論は最終的に彼が「適正価値」(reasonable value)と呼ぶものを生み出していく。コモنزは、個人の意見ではなく、「裁判所の判決」で決まる「客観的で、貨幣で計測可能で、強制的」な価値を「適正価値」と呼んだ (Commons [1936], p.244) が、適正価値は価格に関するミクロ的なものと、それ以外のマクロ的 (社会的) なものに分かれている¹⁶。前者に関して、彼は「機会の平等」・「公正な競争」・「交渉力の平等」から生じる価格を「適正価格」(reasonable price)と呼んだ (Commons [1934], p.63、訳上巻 p.101)。後者については『制度経済学』第10章「適正価値」において、次のように述べている。

われわれの適正価値という考え方は、協力を継続させるために共働し、互いに依存し合う人々の合意に基づく理想主義である。適正価値とは、こうあるべきと「わたしが考える」ものではなく、ゴーイング・コンサーンとして「わたしたちが考える」こうあるべきものであり、達成可能なものである。(Commons [1934], p.743、訳下巻 p.229)

「互いに依存し合う人々の合意」は、ゴーイング・コンサーンとしての企業における労使交渉の合意はもちろん、労働組合や経営者団体がそれぞれの利害を行政委員会の団体交渉の場でぶつけ合い、そこから生まれる合意が適正価値を生み出すことを意味している。そしてその合意が当事者双方を豊かにするものであるならば、互いにとっての有益な関係、すなわちグッドウィルが形成されることになる。

また、「こうあるべきと「わたしが考える」ものではなく」というのは、国や企業のトップがよいと考えたものを実践することではないことを意味している。そうすると、コモنزならびにウィスコンシン学派が推進した労災補償は、労使の代表からなる産業委員会で補償内容を検討するという意味で、適正価値を生み出しうる方法であるといえる。

他方、失業補償制度については、失業は社会に責任があるという立場からは、労働者・使用者・国が抛出して補償をするという考え方も生まれるが、コモنزらが推進したのは、企業に失業の責任を負わず制度である。これは見方によっては、労働者だけを救済する階級立法と捉えることもできるが、実際に不平等が存在していれば、裁判所は階級立法であることを認める。コモنزはこの考えを否定しないが、階級立法から適正な分類へと考えが進展していくことを『労働法原理』で論じている。

この交渉力の不平等の認識と公共の目的とが相まってはじめて、裁判所は、個々のあらゆるケースにおいて、**階級立法** (class legislation) の理論から**適正な分類** (reasonable classification) の理論へと進展するのである。……適正な分類は、是正さるべき実質的不平等と達成さるべき公共の利益が存在する場合に、ある階級に利益をあたえあるいは負担を課する。もし、裁判所が、以前には平等であると考えていたものが実際には不平等であり、以前には私的利益にすぎないと考えていたことが同時に公共の利益にもなると認めるならば、ある時代において階級立法であったものが、のちの時代になって適正な分類となるであろう。(Commons [1916] 1936, pp.529-530、訳 pp.661-662)

団体交渉の合意によって労災補償と失業補償を実現すれば、両者の信頼関係構築によって企業内にグッドウィルが形成され、生産効率が上がる。それが期待利潤の上昇を通じて、景気を向上させることに寄与するならば、労災補償法と失業補償法は階級立法から公共の利益につながる適正な分類へと発展する。コモنزの労災・失業補償に関する考えの特徴は、企業の私的利益の追求を公共の利益の実現にうまく利用している点にある。これによって、社会をより良い方向へ導いていこうとする考えは、『制度経済学』の以下の部分に反映されている。

経済学分野において、利潤追求動機を社会福祉プログラムのなかに組み入れることができるとすれば、その場合には、他のすべての諸因子よりも建設的なある動態的因子が組み入れられる。その因子とは、他者を豊かにして豊かになるという、ビジネスマンに対する訴えである。もし、彼が反応しない場合には、集団的行動に訴えるのである。(Commons [1934] p.875、訳下巻 p.419)

¹⁶ 詳細は宇仁 [2022] を参照。

このように、コモンズが支持した労災補償・失業補償の考えは、企業の利潤追求という私的利益を求める動機を、労災防止・失業防止という公共の利益につなげるものである。そしてその過程に、労使の団体交渉が組み込まれることによって、その合意から社会を安定へと導くマクロ的・社会的次元の適正価値を生み出す政策論になっている。

5. おわりに

以上をあらためてまとめると、コモンズの労働政策論は、経営者の適切な利潤動機を社会保障プログラムに活用して、労災補償や失業補償、とくに両者の防止（予防）を重視することによって、労使間の無形財産であるグッドウィルを形成する。この労使間の有益な関係は、生産効率を上げ、高い「期待利潤」の獲得につながる。それは『制度経済学』における期待利潤によって展開されるコモンズの景気循環論に結びつく。そのなかで、失業補償は労働者が生産者として「一年を通した安定的な雇用を通じて高い生活水準を得るべきである」という同書の内容と結びつく。さらに、事業者責任の保険には、信用の膨張を防ぐ経済の安定化機能も備わっているという特徴がある。そして、これらの政策を実現するにあたっては、行政委員会制度において、当事者の団体交渉の合意が不可欠で、この過程を通じて、公共の利益となる適正価値が創出されるものとなっている。

アメリカの失業補償は、コモンズが寄与したウィスコンシン州失業補償法（1932）における「失業補償積立制度」に始まった。その後、失業補償の支払リスクを分散させる目的で「失業保険制度」が普及するが、使用者に一定の責任を負わせる考えは残り、それが「経験料率制を有する失業保険制度」として現在に至っている¹⁷。大きな政府による財政負担の増加や、労働組合の弱体化が顕著となっている今日において、コモンズの労働政策論は、今後の資本主義における労使関係と制度経済学理論を考えるうえで、1つの有益な方法を示しているといえる。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 JP21K01418の助成を受けたものである。

参考文献

- Chasse, J. D. [2017] , *A Worker's Economist: John R. Commons and His Legacy from Progressivism to the War on Poverty*, London and New York: Routledge
- Commons, J. R. [1913] , *Labor and Administration*, New York: Macmillan
- Commons, J. R., Andrews, J. B. [1916] 1936, 1937, *Principles of Labor Legislation (Fourth Revised Edition)*, New York: Harper and Bros (池田直視・吉原節夫訳 [1959]、『労働法原理 (上)』、[1963]、『労働法原理 (下)』、ミネルヴァ書房)
- Commons, J. R. [1919] , *Industrial Goodwill*, New York: McGraw-Hill Book
- Commons, J. R. [1921] 1996, "Unemployment: Compensation and Prevention", *The Survey*, 42, Reprinted in Rutherford, M., Samuels, W. J.(eds.) *John R. Commons: Selected Essays*, vol.1, London: Routledge, pp.288-298
- Commons, J. R. [1934] , *Institutional Economics*, New York: Macmillan (中原隆幸訳 [2015]、『制度経済学 上』、ナカニシヤ出版／宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳 [2019]、『制度経済学 中』、ナカニシヤ出版／宇仁宏幸・北川亘太訳 [2019]、『制度経済学 下』、ナカニシヤ出版)
- Commons, J. R. [1936] , "Institutional Economics", *American Economic Review*, Vol.26, No.1(supplement), pp.237-249
- Commons, J. R. [1950] , *The Economics of Collective Action*. New York: Macmillan (春日井薫・春日井敬訳 [1958]、『集団行動の経済学』、文雅堂書店)
- Gonce, R. A. [2002] , "John R. Commons's "Five Big Years": 1899-1904", *American Journal of Economics and Sociology*, Vol.61, pp.755-777
- Gruchy, A. G. [1947] , *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York: Prentice-Hall, Inc.
- 井本正人 [1982]、『アメリカにおける失業保険制度の成立—社会保障財政の成立過程の分析—』、『経済論叢』、第129巻第1・2号、京都大学経済学会、pp.41-67
- 伊藤文雄 [1975]、『コモンズ研究—産業民主主義への道』、同文館出版
- 地神亮佑 [2016]、『使用者の雇用保障責任と失業保険—アメリカ失業保険制度における経験料率制の法的検討—』、『彦根論叢』、第407号、滋賀大学経済学会、pp.90-107
- 加藤健 [2006]、『J.R.コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル』、『経済学史研究』、第48巻第1号、経済学史学会、pp.32-45
- 加藤健 [2009]、『アメリカ1910年代における失業保険の構想—コモンズ、アンドリュース、ルービノウ—』、『経済学史研究』、第50巻第2号、経済学史学会、pp.38-55
- 加藤健 [2013]、『J.R.コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現』、『経済論叢』、第187巻第1号、京都大学経済学会、pp.35-49
- Kaufman, B. E. [1998] , "John R Commons. His Contributions to the Founding and Early Development of the Field of Personnel/HRM", *Industrial Relations Research Association, Conference Paper*, pp.328-341

¹⁷ 現在のアメリカにおける失業保険制度については、地神 [2016] が詳細に検討している。

労災補償と失業補償から生み出される適正価値

- Kaufman, B. E. [2003] , “John R. Commons and the Wisconsin School on Industrial Relations Strategy and Policy”, *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.57, No.1, pp.3-30
- 小林英夫 [1988]、『アメリカ労働史論—ウィスコンシン学派の研究—』、関西大学出版部
- Nelson, D. [1969] , *Unemployment Insurance: The American Experience, 1915-1935*. Madison: University of Wisconsin Press
- 佐藤千登勢 [2008]、「1932年ウィスコンシン州失業補償法とニューディール—「ウィスコンシン派」の思想とラフォーレット知事による州政治を中心に—」、『社会経済史学』、第73巻第6号、社会経済史学会、pp.57-78
- 柴田徳太郎 [2021]、『J.R. コモンズの制度的経済学』、日本経済評論社
- 高橋真悟 [2006]、「J.R. コモンズの『取引』経済学—法的概念による制度経済学理論」、『経済学史研究』、第48巻第1号、経済学史学会、pp.16-31
- 高橋真悟 [2019]、「J.R. コモンズの価格決定論」、『東京交通短期大学研究紀要』、第24号、東京交通学会、pp.117-125
- Takahashi, S. [2020] , “J. R. Commons’ Business Cycle Theory”, *Journal of Economic Issues*, Vol.54, No.4, pp.907-917
- 宇仁宏幸 [2022]、「J.R. コモンズの適正価格論と適正価値論」、『季刊経済理論』第59巻第3号、経済理論学会、pp.84-95